

英国休眠会社の維持のマニュアル

特に明記しない限り、本見積書において英国会社とは、英国の2006年会社法 (the United Kingdom Companies Act 2006) に基づき設立された非公開株式会社をいいます。

概要

英国の2006年会社法第1169条では、非公開会社が（会社設立日又は指定日以降）関連する会計取引を行っていない場合、自らを非活動休眠会社（以下「休眠会社」）として申告することを認めています。休眠会社は毎年の税務申告が免除されます。休眠会社の資格を得るためには、会社は設立日又は指定日以降、「重要な」取引（収入、支出、商品や資産の売買などの営業上の収支を含むが、これらに限らない）に関与していない必要があります。また、英国会社登記所（Companies House）による当該「重要な」取引の定義によれば、以下の状況は含まれません。

1. 会社登記所への年次申告手数料
2. 年次財務諸表の提出遅延による罰金
3. 会社設立時に支払った株式対価

休眠会社は事業活動を再開する場合、会社登記所に別途通知する必要がなく、事業年度の終了時に財務諸表及び確認申告書を提出するだけで、休眠状態を解除することができます。また、当該会社は事業活動再開後3ヶ月以内に法人税の登録を行う必要があります、これにより英国歳入関税庁（HMRC）に対し、休眠状態が終了したことを通知することになります。

SHENZHEN 深セン

Rooms 1203-06, 12/F.
Di Wang Commercial Centre
5002 Shennan Road East
Luohu District, Shenzhen, China
中国深セン市羅湖区深南東路5002号
地王商業センター12階1203-06室
T: +86 755 8268 4480

SHANGHAI 上海

Room 1201, 12/F., Tower A
Guangqi Culture Plaza
2899A Xietu Road, Xuhui District
Shanghai, China
中国上海市徐匯区斜土路2899甲号
光啓文化広場A棟12階1201室
T: +86 21 6439 4114

BEIJING 北京

Room 303, 3/F.
Interchina Commercial Building
33 Dengshikou Street
Dongcheng District, Beijing, China
中国北京市東城区灯市口大街33号
國中商業ビル3階303室
T: +86 10 6210 1890

TAIPEI 台北

Rooms 7F-702, 7/F., 188 Section 5
Nanjing East Road
Songshan District, Taipei
Taiwan 105411
〒105411台湾台北市松山区
南京東路五段188号7楼7F-702室
T: +886 2 2711 1324

TOKYO 東京

Rooms 502-03, 5/F.,
Lions Mansion Matsugaya
1-4-6 Matsugaya, Taito, Tokyo
Japan 111-0036
〒111-0036東京都台東区松が谷1-4-6
ライオンズマンション5階502-03
T: +81 3 5776 2637

SINGAPORE シンガポール

138 Cecil Street, #13-02 Cecil Court
Singapore 069538
T: +65 6438 0116

KUALALUMPUR クアラルンプール

Menara Suezcap, Tower 2
E-13A-3A, No. 2 Jalan Kerinchi
Gerbang Kerinchi Lestari
59200 Kuala Lumpur, Malaysia
T: +60 19 2177 344

NEW YORK ニューヨーク

202 Canal Street, Suite 303, 3/F.
New York, NY 10013, USA
T: +1 646 850 5888

LONDON ロンドン

Room 5, 2/F., 39-41 High Street
New Malden, Surrey
KT3 4BY, UK
T: +44 20 3910 8392

以下は、休眠状態にある英国会社が毎年履行すべき維持管理及び申告事項です。未提出又は提出遅延の場合には、罰金が科されるほか、会社又はその取締役に対して処分が下される可能性があります（会社及び取締役の訴追、会社の強制解散などを含み、それらに限りません）。

1. 財務諸表 (Accounts)

全ての会社は会計年度終了後に、会社登記所に財務諸表を提出しなければなりません。当該財務諸表には、少なくとも貸借対照表が含まれていなければなりません。

一般的に、会社は会計年度終了後 9 ヶ月以内に財務諸表を提出する必要があり、初回提出は会社設立後 21 ヶ月以内に行わなければなりません。例えば、会社は会計年度末日が 2021 年 12 月 31 日の場合、財務諸表を 2022 年 9 月 30 日までに提出する必要があります。財務諸表の提出が遅れた場合、会社登記所は自動的に 150 ポンド以上の罰金を科します。

2. 確認申告書 (Confirmation Statement)

確認申告書 (Confirmation Statement) は、2016 年以前は年次報告書 (Annual Return) と呼ばれています。

確認申告書は、会社登記所が保有する会社の情報が、毎年最新かつ正確であることを保証するものです。会社の情報には、登録住所、主な事業内容、取締役の詳細、実質的支配者名簿、株主の詳細及び資本構成などが含まれます。

全ての会社は毎年、確認申告書を少なくとも 1 回提出する必要があります。また、実際の必要に応じて複数回提出することも可能ですが、2 回の提出の間に 24 時間以上空ける必要があります。

3. 法人税申告 (Corporation Tax Return)

全ての会社は毎年、歳入関税庁に法人税申告書を提出する必要があります。申告期限（会計年度終了後 12 ヶ月以内）までに法人税申告書を提出しなかった場合、最低 100 ポンドの延滞罰金が科せられます。

歳入関税庁から「法人税申告書の提出通知書」(Notice to Deliver a Company Tax Return) が送付され、法人税申告書の提出が必要であることを通知される場合があります。歳入関税庁が会社を休眠状態にあると判断した場合、同社が休眠会社とみなされ、法人税の納付や法人税申告書の提出が不要である旨の書簡が送付されます。

もし会社が上記の手紙を受け取っておらず、かつ休眠状態にある場合は、電話・郵送・オンラインを通じて税関・税務総署に通知することで、貴社が営業を再開するか、又は税関・税務総署から通知があるまで、毎年の税務申告を免除してもらうことができます。

詳細情報とサポートをご希望の方、お手数ですが、下記の連絡先とお問い合わせください。

メール：info@kaizencpa.com

固定電話：+852 2341 1444

携帯電話：+852 5616 4140、+86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat：+852 5616 4140

Skype: [kaizencpa](#)

公式ウェブサイト：www.kaizencpa.com

KAIZEN 啓源